

令和5年度 第2回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和5年度第2回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和5年5月31日(水) 14:00~14:55	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美		
欠席委員	4 下河内 昭博 8 小原 正清		
出席者 総 数	出席委員 6名		
事 務 局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 永村 由美 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕 書 記 藤本 沙由里		
傍 聴 者	向井推進委員		
議 事 録 署名委員	5番 川尻 委員 6番 田中 委員		
提出議題	議事 諸報告 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第9号 非農地証明の申請について 議案第10号 農用地利用集積計画の決定について 議案第11号 農地利用の最適化活動について 協議事項		

1 開 会

事務局長 皆様こんにちは、本日もお忙しい中、お集まりくださいます。御案内の時刻になりましたので、只今から令和5年度第2回江田島市農業委員会総会を開会いたします。

本日、小原会長が東京での全国農業委員会会長大会に出席しておりますので、欠席をしております。本日の総会は、委員総数8名中、現時点の出席者は5名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音することをお知らせさせていただきます。

それでは、本日は会長の代わりに村上職務代理に進行の方をお願いいたします。最初に御挨拶をお願いします。

村上委員 今日は会長の代わりにやらさせていただきます。皆様、よろしく申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、村上会長職務代理が議長となります。よろしく申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては5番の川尻委員と6番の田中委員の指名をお願いさせていただきます。なお、書記に猪垣事務局長、佐山さん、永村さん、久保さんの3名の書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 日程第3の諸報告です。事務局の方から何かありますか。

佐山書記 本日審議する事案について説明します。
1つ目は、農地法第3条、第4条、第5条の許可申請について。
2つ目は、非農地証明の申請について。
3つ目は、農用地利用集積計画の決定について。
4つ目は、農地利用の最適化活動について。
以上です。けいさい

議長 それでは、日程第4の議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してもらいます。

佐山書記 議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和5年5月31日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

お手許に現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしていますので、併せて御覧ください。

番号1、譲渡人、A、住所、江田島市大柿町●●。職業、会社役員。

譲受人、B、住所、江田島市大柿町●●、職業、主婦。

所在地、大柿町●●字○○__番、外1筆、合計面積は546㎡。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「譲受人からの希望があり、農地の売買について、合意が得られたため有償で譲り渡す。」

譲受人は「当該地は、自宅の近隣地であり遊休農地の有効活用のため、有償で譲り受け自家消費用のレモンを栽培する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 1番の案件は、私が行ってきました。あと、河尾さん、小松推進委員、事務局で行ってきました。事務局の説明のとおり間違いありません。よろしく願います。

御意見、御質問はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で本案件については許可と致します。事務局は、次をお願いします。

山田委員着席。

佐山書記 番号2、譲渡人、C 相続財産管理人 D、住所、呉市●●、職業、司法書士。

譲受人、E、住所、江田島市能美町●●、職業、農業。

所在地、能美町●●字○○__番、外5筆、合計面積は2,635㎡。

申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「相続財産を国庫に帰属させるため不動産処分を希望していたところ、譲受人との間で贈与の話がまとまったため、無償で譲り渡す。」

譲受人は「当該地は自宅の隣接地にあるため、全ての農地を無償で譲り受け、自家消費用の米・野菜類を耕作する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 関係農業委員である川尻委員の意見を伺いたいと思います。

川尻委員 現地確認に行きましたが、別に問題ないので、よろしく願います。

議 長	御意見、御質問ございますか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で本案件については許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	<p>番号 3、譲渡人、F、住所、広島市東区●●、職業、無職。 譲受人、G、住所、江田島市能美町●●、職業、自営業。 所在地、能美町●●字○○_番_の 1 筆、面積は 112 m²。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「高齢で居住地が遠方なことから適正な管理が困難なため、有償で譲り渡す。」 譲受人は「当該地は自宅の隣接地であることから、以前から畑の管理は行っていた。今回、所有権移転を行うことになったため許可申請する。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	関係農業委員である川尻委員の意見を伺いたいと思います。
川尻委員	この案件も別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議 長	御意見、御質問ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	<p>番号 4、譲渡人、H、住所、江田島市大柿町●●、職業、無職。 譲受人、I、住所、江田島市能美町●●、職業、飲食業。 所在地、大柿町●●字○○_番、外 1 筆、合計面積は 1,176 m²。 申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「今後、耕作の予定がないことから、譲受人の希望に応じて無償で譲り渡す。」 譲受人は「果樹、野菜類の栽培地を探していたところ、譲渡人との合意が得られたため、無償で譲り受ける。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以</p>

上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 本案件につきましては、私が行ってまいりました。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
御意見、御質問ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号 5、譲渡人、J、住所、広島市東区●●、職業、不動産業。
譲受人、K、住所、江田島市能美町●●、職業、パート。
所在地、能美町●●字○○__番__、外 9 筆、合計面積は 4,786 m²。
申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「今後、耕作の予定はなく、譲受人からの希望に応じて宅地物件と農地を併せて、有償で譲り渡す。」
譲受人は「果樹、野菜類の栽培地を探していたところ、譲渡人と土地の売買について合意が得られたため、有償で譲り受ける。」
農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思われます。御審議をお願いします。

議長 関係農業委員である川尻委員の意見を伺いたいと思います。

川尻委員 この案件も別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 御意見、御質問ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号 6、譲渡人、L、住所、広島市中区●●、職業、無職。
譲受人、M、住所、江田島市沖美町●●、職業、無職。
所在地、沖美町●●字○○__番__の 1 筆、面積は 910 m²。
申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「高齢で耕作困難なため、娘である譲受人

に生前贈与する。」

譲受人は「以前から後継する予定であったため、母親である譲渡人からの申し出を受け、譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思われます。御審議をお願いします。

議長 この案件について、下河内委員が欠席のため事務局、お願いします。

永村書記 本日、下河内委員が欠席のため事務局が代理で説明させていただきます。5月17日に、下河内委員、西中推進委員、事務局で現地確認に参りましたが、問題ないかと思ひます。御意見ををお願いします。

議長 御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。以上で3条の審議を終わらして、議案第7号の農地法第4条の規定による許可申請について、お願いします。

佐山書記 議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求めらる。令和5年5月31日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人、N、住所、江田島市能美町●●、職業、会社員。

所在地、能美町●●字○○__番_の1筆、地目、台帳、田、現況、宅地、面積は663㎡。

申請理由は「申請人は、農地法の許可申請を失念していた。平成3年頃から倉庫用地、平成12年7月からは居住住宅用地として使用していた。この度、空き家バンクを通じて売却する予定があるため、始末書を添えて申請し地目変更登記を行う。」

以上、追認案件となります。御審議をお願いします。

議長 関係農業委員である田中委員の意見を伺いたいと思ひます。

田中委員 事務局が言われたとおり、間違いありません。よろしくをお願いします。

議長 御意見、御質問はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、本案件については許可とします。以上で第4条の審議を終わります。議案第8号の農地法第5条の規定による許可申請について、お願いします。

佐山書記 議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和5年5月31日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。
番号1、譲渡人、O、住所、広島市東区●●、職業、無職。
譲受人、P、住所、安芸郡●●、職業、無職。
所在地、能美町●●字○○の1筆、面積は801㎡。
申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「休耕地の有効活用として、譲受人との合意が得られたので有償で譲り渡す。」
譲受人は「近隣で共同住宅の需要があると聞き、アパート経営を行うため有償で譲り受ける。」
共同住宅、4世帯×1棟、6世帯×1棟の合計2棟、建築面積は295.3㎡。
以上、御審議をお願いします。

議長 関係農業委員である川尻委員の意見を伺いたいと思います。

川尻委員 別に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 御意見、御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号2、譲渡人、Q、住所、江田島市大柿町●●、職業、無職。
譲受人、R、住所、東広島市●●、職業、会社役員。
所在地、大柿町●●字○○__番__、外1筆、合計面積は1,451㎡。
申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「当該地で果樹・野菜類の栽培を行っているが、譲受人からの希望に応じて有償で譲り渡す。」
譲受人は、「鋼材の仮置き場の適地を探していたところ、今回、譲渡人との土地の売買について合意が得られたため、有償で譲り受け雑種地に転用する。」

以上、御審議をお願いします。

議長 この案件につきまして、私が行ってきました。事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくお願いいたします。
御意見、御質問はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。以上で第5条の審議を終わりました、議案第9号の非農地証明の申請について、お願いします。

佐山書記 議案第9号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年5月31日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人、S、住所、江田島市江田島町●●。

所在地、江田島町字〇〇__番、外2筆、合計面積は5,497㎡。

申請理由は「父親が耕作を休止して約20年以上経過しており、その後、全く手つかずの状態であるに至っているため。」

以上です。御審議をお願いします。

議長 この案件は、会長が全国会長大会に出席しているため、事務局が代理で説明をお願いします。

永村書記 非農地申請場所は3筆あり、現地確認には会長は個別で行かれ、5月18日(木)に向井推進委員、中田推進委員と事務局で現地確認をしました。いずれも現地までに行くことができる状態ではなく、写真のとおり対象地の周辺が山林化しており、一体を非農地として判断して問題ないと思います。よろしくお願います。

議長 御意見、御質問は、ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記	番号 2、申請人、T、住所、江田島市沖美町●●。 所在地、沖美町●●字〇〇__番、外 1 筆、合計面積は 1,039 m ² 。 申請理由は「父親が耕作を休止して約 20 年以上が経過しており、現況は山林となっているため申請する。」 以上、御審議をお願いします。
議 長	下河内委員欠席のため、清水委員に意見を伺います。
清水委員	現地に行きましたが、写真のとおりで、再生困難な状態になっていますので、問題ないと思われまます。よろしくをお願いします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は次をお願いします。
佐山書記	議案第 10 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和 5 年 5 月 31 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号 1、所在地、沖美町●●字〇〇__番、面積は 2,206 m ² 、貸し手、氏名、U、住所、江田島市沖美町●●、権利の種類、所有権、借り手、氏名、V、住所、広島市中区●●、利用権の種類、賃貸借権、内容、果樹、始期、公告日の翌日、終期、始期から 5 年間、借り賃、年間 20,000 円、支払い方法、口座振替です。 以上、新規案件 1 件となります。御審議をお願いします。
議 長	本計画の決定について御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移りたいと思います。本計画の決定に賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致でこの計画については、決定と致します。以上で農用地利用集積計画の決定についての審議を終わりにして、議案第 11 号の農地利用の最適化活動

について、お願いします。

佐山書記 議案第 11 号、農地利用の最適化活動について。書記の久保から説明致します。

久保書記 議案第 11 号、農地利用の最適化活動について。
農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動について、農業委員会の点検及び評価を求める。
令和 5 年 5 月 31 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。
令和 4 年 7 月に開催しました、農業委員会総会・合同会議において設定した、令和 4 年度の最適化活動の目標の設定に対する実績となっております。

(農地利用の最適活動について、各町の点検及び評価について、説明する。)

議長 最適化活動について、何か御質問等ありますか。委員さんが何かしらの意見を述べないといけないのですよね。

久保書記 そうです。

佐山書記 (沖美町の最適活動について、部会を開催したことを報告する。)
先程、久保から説明のあった点数ですが、これはあくまでもノートに対しての点数なので、これが全てではなく平均ですので、あまり重く感じてもらわずと思います。どうですかね、山田さん。江田島町を代表して何かありませんか。

山田委員 農地を見て回っても、普段見ても、そう変わったことはない。それを、どう書いていくか。今日、見ても変わりはないけど、どうしようか。という書き方しかない。毎日、いろんな人が、草を刈っているというのなら書くこともできるが、荒地の様などころを見て回っても変わったところもない。
この間、話があったが、農地を譲りたいという話があり、その時、農地が誰の農地なのかと聞いたら父親の農地だが、父親が亡くなって子供がすぐ売買してもいいのか。その様な件もありました。その時には相続を先にしないと、農業委員会が提出できないだろう。とちょっと話をしたのだが、それで、中にいる人と話をしてもらって相続をしてもらって、それから土地を売買することになるかと思う。その様な話がこの前ありました。

佐山書記 そういったことも、書いてもらって、また分からない法律的なことは事務局に聞いてもらえたら、調べますので、よろしくお願いします。田中委員、能美町を代表して、何かないですか。

田中委員 別にありません。

佐山書記 中福委員、大柿町を代表して、何かありませんか。

中福委員 見守りの様なことは、意識して、する様にはしていますけど、山田さんが言われるように、声をかける人も最近、限られて同じような人になっている。名前もわからない方も一応、声をかけている。努力をしている最中です。

佐山書記 また町ごとにでも部会を行いまして、町独特のやり方もあるかと思しますので、色々な方法で、少しでも遊休農地が無くなれば良いと思しますので、小さいことからやっていきたいと思ひます。御協力をよろしくお願ひします。
それでは、事務局一任でいいですか。

事務局長 目標に向けてもっと頑張っていこうと思ひます。といった方向でよいですか。

議長 前向きな様に、お願ひします。

佐山書記 以上で審議議案を終わります。
(最後に先月の第1回農業委員会で、農地法第5条で申請のあった、太陽光発電設備の転用案件について、説明する。)

議長 以上、何もなければ、今月の農業委員会総会を終了とします。ありがとうございました。